

## 弁護士任官推進に関する決議

日本弁護士連合会は、1990年（平成2年）第41回、1991年（平成3年）第42回定期総会において「司法改革に関する宣言」を採択し、市民に開かれた司法を目指して、市民とともに司法の改革を進め、同時に弁護士と弁護士会のあり方をも改革する、との強い決意を表明した。

弁護士任官は、この決意表明に基づく司法改革の具体的方策の一つとして取り上げられた。これは市民感覚ゆたかで、人権意識に富む弁護士が多数任官することにより裁判官と検察官の質と量を充実させ、官僚司法の弊害を是正するとともに、法曹一元制度に近づけることを目指したものである。世論もこれを高く評価して、その推進を求めている。

そこで当連合会は、最高裁判所と法務省との協議をつくし、その選考要領で合意に達し、各弁護士会もまた積極的に努力した結果、きわめて短期間であったにもかかわらず、当連合会を経由する弁護士任官制度の確立に向けて意義ある一步を踏み出すことができた。

しかし、平成3年度の状況をみるかぎり、より多くの弁護士会からより多くの応募者を得るには、任官者への支援をはじめとして今後検討されるべき諸課題が残されている。

この制度を定着、前進させるためには、当連合会における一層きめ細かな具体的取組みはもちろんのこと、最高裁判所と法務省に対し、さらに積極的な対応を求めていくことが必要である。

ここにわれわれは、弁護士任官を司法改革の一環として位置づけ、応募者の継続的確保とその任官の実現に向け、さらに努力することを表明するものである。

以上のとおり決議する。

1992年（平成4年）5月29日

日 本 弁 護 士 連 合 会